

大人も子供も食育を！ 改正食育基本法



2026年5月、食育基本法が改正されました！
「健康増進」に加え、「食料安全保障の確保」にもつながる食育へ

食育とは…様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を
習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること

食育基本法とは…食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、
健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に
寄与することを目的とする法律(平成17年7月施行)

改正のポイント

詳しくは裏面へ

食育を通じた 食料安全保障の確保

目的規定・基本理念に、**食料安全保障の確保**に
資する食育を推進することを、基本理念に、**食
料の合理的な価格形成**について理解を深めるこ
とを明示

「大人の食育」運動推進

「大人」世代の食育の推進のため、食育の場と
して「**大学**」や「**職場**」を追加し、**官民連携**に
ついて規定

学校等における食育の強化

食育の中核的な役割を担う「**栄養教諭**」を明
示し、学校等における食育として「**農林漁業
教育**」を追加、外部人材の活用の規定を新設

国・地方ともに取組を「見える化」

地方公共団体の取組の「見える化」規定の新設、
食育推進基本計画の**目標達成状況**の毎年の調査
公表や5年ごとの計画変更の規定追加

改正の経緯

食や農を取り巻く状況の
変化や「**食料・農業・農
村基本法**」の改正に対応
するため、食育基本法も
改正されました。

改正後は

食料安全保障の確保に
資する食育と国民の健全な
食生活の実現を
より一層目指します。

■ 食や農を取り巻く状況の変化

- ・食に関する価値観の多様化
- ・栄養バランスの偏りや食習慣の乱れ等の課題の深刻化
- ・生産者と消費者との関係性の希薄化

■ 「食料・農業・農村基本法」の改正

- ・基本理念の柱として食料安全保障の確保を規定
- ・消費者の役割として、農業等への理解を深めること、
食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることを明記

■ 全世代への食育の展開

- ・全国の全世代に対する十分な水準での食育の展開

■ 消費者の意識・行動の変化

- ・日本の農業を支えるための価格形成への理解促進
- ・国産品、地場産物の農産物の消費促進
- ・多様な主体が連携した取組等を通じた健全な食生活の実現

改正食育基本法のポイント

消費者が食と農への理解を一層深め、具体的な行動変容につなげていくため、食育の実効性を高め、国民運動として、全国のあらゆる世代の人々に対し、十分な水準で食育が展開されるようにするべく、食育基本法が改正されました。

食育を通じた 食料安全保障の確保

- 食料安全保障の確保にも資する食育を推進することを目的規定及び基本理念に追加するとともに、食料の合理的な価格の形成について理解を深めることも食育の基本理念として明記。



食料・農業・農村基本法において、食料安全保障は、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態とされています。食料は健康で充実した生活の基礎であり、生産者と消費者等により、その持続的な供給を図ることが重要です。

学校等における食育の強化

- 学校における食育の中核的な役割を担う「栄養教諭」を明示し、学校、保育所等における食育の推進において「農林漁業教育」を規定。
- 「農林漁業教育」の実施の際に、農林漁業者等の地域人材の活用を新設。



「農林漁業教育」の全国展開に向けて、先進事例の創出を図っています。また、農政部局等と学校・教育委員会の連携により、学校教育を理解し、円滑に協力できる地域人材の掘り起こし・活用を進めています。

「大人の食育」運動推進

- 栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが目立つ20歳代から30歳代の「働く世代」へのアプローチを強化する観点から、「大人」世代における食育の場として「大学」や「職場」を追加し、大人の食育を推進。



「官民連携食育プラットフォーム」を活用した官民が連携した食育活動や、従業員に対し、食生活の改善に向けた取組等を行っている企業を顕彰する「食育実践優良法人顕彰」等を通じて、「大人の食育」を推進しています。

国・地方ともに 取組を「見える化」

- 食育推進基本計画の目標の達成状況を毎年調査・公表を行うこと、施策の効果に関する評価を踏まえて計画を5年毎に変更することを明記。
- 地方公共団体等の食育の取組の差が生じていることを踏まえ、地方公共団体別の食育の取組状況についての「見える化」に関する規定を追加。



その他、地方公共団体における教育部局や健康・福祉部局、農政部局等の部局間連携や、関係者相互間の連携についても新たに規定されています。

改正食育基本法等を踏まえて、2026年6月に第5次食育推進基本計画を作成しました。5次計画では、（1）学校等での食や農に関する学びの充実、（2）健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、（3）国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大を重点事項に設定し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を推進するほか、目標については、その達成状況の調査・公表、背景・要因等の分析、評価等により、PDCAサイクルに基づく取組を実施します。

食育基本法について
詳しくはこちら



農林水産省の
取組はこちら



フェアプレイ 官民連携食育
プロジェクト プラットフォーム



食育実践
優良法人
顕彰制度